

# 鎌倉市建築行政マネジメント計画

令和8年（2026年）3月

鎌倉市

## 目 次

### I 計画の位置づけ

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 計画策定の目的          | 1 |
| 2 | マネジメント計画の計画期間    | 1 |
| 3 | マネジメント計画の公表、見直し等 | 1 |

### II 目標及び推進すべき施策

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保      | 2  |
| 2 | 違反建築物等の発生防止                 | 7  |
| 3 | 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 | 9  |
| 4 | 事故・災害時の対応                   | 12 |
| 5 | 消費者への対応                     | 14 |
| 6 | 執行業務体制の整備                   | 15 |

## I 計画の位置づけ

### 1 計画策定の目的

鎌倉市では、建築行政における円滑かつ適確な業務を推進するため、国が発出した「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成22年5月17日付国住指第655号）、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（平成27年2月20日付国住指第4428号、令和2年2月5日付国住指第3643号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保、違反建築物等への対策の徹底等の建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「鎌倉市建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を平成28年（2016年）に策定した。

その後、令和3年（2021年）3月の改定を経て、さらに、計画期間が終了することから、新たに令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間のマネジメント計画の改定を行うものである。

この間、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号、令和6年法律第53号）が成立する等、社会情勢の変化等に対応した制度の見直しが行われた。

本改定については、このような状況の変化に対応できるよう、令和6年（2024年）度末に示された「建築行政マネジメント計画策定指針改定について（技術的指針）」（令和7年3月11日国住指第415号）を踏まえ、引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、従来のマネジメント計画の内容を基本としながら、新たな制度改正の内容等を反映し、適格な建築基準法等の運用へ向けた取り組みを明確化するものである。

### 2 マネジメント計画の計画期間

令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間とする。

### 3 マネジメント計画の公表、見直し等

策定したマネジメント計画は、ホームページ等で公表し、市民や関係団体の理解と協力を求めていく。

また、目標達成状況を検証するとともに、必要に応じて見直しを行い、継続的な改善を図るものとする。

## II 目標及び推進すべき施策

### 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

##### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

###### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 適確な審査の徹底

【施策】 ①円滑かつ適格な確認審査の実施

②確認申請審査、消防同意手続きの平行審査の実施

③建築行政共用データベース等を活用した設計者の適格性の確認

④審査担当者の審査技術向上の取り組み（組織体制の確保、研修等への参加）

⑤円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理

⑥日本建築行政会議等を通じた運用の円滑化

⑦神奈川県、特定行政庁、指定確認審査機関、指定構造計算適合性判定機関、関係団体との相互の情報交換による連携の確保

###### 達成状況の評価

建築確認審査の迅速化に向けた取り組みとして、受付時のチェックをはじめ、建築計画に大きく影響する部分の先行審査、意匠・設備・構造の各審査の同時進行、消防同意の手続きとの並行審査に努めた。

審査過程で不明点が生じた場合には、担当内又は課内で意見交換を行い、必要に応じて、日本建築行政会議や神奈川県建築行政連絡協議会を通じて運用の明確化に努めた。

審査日数の進捗状況管理は、事務処理経過簿により審査担当者や建築主事の間で共有した。なお、申請者側の事情によるものを除き、法定の審査日数を超えるものはなかった。

※「審査担当者の審査技術向上の取り組み（組織体制の確保、研修等への参加）」は、6(1)内部組織の執行体制に記載

##### イ 新たな目標及び施策

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

令和4年（2022年）に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」を受け、建築基準法が改正され、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直された。これを踏まえ、特に、改正前の建築基準法第6条第1項第4号に該当した建築物（以下、「旧4号建築物等」という。）から改正後の建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物（以下「新2号建築物」という。）となるものの建築及び大規模の修繕・大規模の

模様替にかかる確認審査を迅速かつ適確に遂行する。

【目標】令和4年（2022年）の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な確認審査の徹底

- 【施策】①円滑かつ適確な建築確認審査の実施  
 ②建築確認審査、消防同意手続きの並行審査の実施  
 ③建築行政共用データベース等を活用した設計者の適格性の確認  
 ④審査担当者の審査技術向上の取組（組織体制の確保、研修等への参加）  
 ⑤円滑な建築行政に向けた建築確認審査日数の進捗状況管理  
 ⑥日本建築行政会議等を通じた運用の円滑化  
 ⑦神奈川県、特定行政庁、指定確認審査機関、指定構造計算適合性判定機関、関係団体との相互の情報交換による連携の確保

## (2) 中間検査・完了検査の徹底

### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

#### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】高検査率（90％）の維持

- 【施策】①検査未受検の建築物に対する督促等の実施  
 ②検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施  
 ③中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会

#### 達成状況の評価

昨今、建築主、設計者及び工事施工者等がコンプライアンスを重視する傾向や、金融機関の融資及び不動産流通における信頼性向上の観点から、検査率は向上してきているが、表1のとおり、令和4年（2022年）度の完了検査及び令和6年（2024年）度の中間検査・完了検査では、目標の検査率90％が達成できなかった。

検査率を向上させるための対策として、市に建築確認が申請された場合には、中間検査及び完了検査の時期が近づいた際に申請代理人に対しハガキを郵送し、検査の実施を促すとともに、検査未受検の建築物に対しては督促、報告徴収及び立入検査を行い、中間検査・完了検査の際には工事監理状況の確認及び工事監理者の立会を実施した。

しかし、指定確認検査機関に建築確認が申請された場合には、検査未受検の建築物に対する対応が難しい状況である。

表1 中間・完了検査率（建築物）（変更確認・計画通知含む）

単位 %	令和3年(2021年)度			令和4年(2022年)度			令和5年(2023年)度			令和6年(2024年)度		
	市	民間	計	市	民間	計	市	民間	計	市	民間	計
中間 検査率	85.7	95.0	94.8	110.0	136.6	136.0	64.7	121.5	119.5	39.3	66.0	65.1
完了 検査率	108.3	94.9	95.2	56.8	85.7	84.5	63.2	92.9	91.5	64.3	83.0	82.4

※中間検査率＝当該年度の中間検査合格証交付件数／当該年度の中間検査対象案件の確認件数  
※完了検査率＝当該年度における検査済証交付件数／当該年度における確認件数

## イ 新たな目標及び施策

建築物の安全性を確保し、違反建築物の発生を防ぐため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。そのため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。特に、これらの検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめ、違反建築物の発生防止に努める。

また、令和4年（2022年）の建築基準法改正により旧4号建築物等から新2号建築物となるものについては、すべての建築基準関係規定への適合を検査する必要があることから、検査の円滑化に向けた取組を実施する。

【目標】 高検査率（90％）の維持

【施策】 ①検査未受検の建築物に対する督促等の実施

②検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施

③中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会

④リモート検査の積極的な導入

## (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

#### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 工事監理者選定割合（80％）の向上

【施策】 ①建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底

②データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認

③工事監理状況報告書提出義務の徹底

④工事監理業務の重要性の周知徹底

#### 達成状況の評価

目標として設定した工事監理者選定割合については、データ集計を行っていないが、建築確認が市に申請された場合も指定確認検査機関に申請された場合も、工事監理者の記載を徹底することで概ね工事監理者は選定されていた（建築士法で規定する建築士でなければ工事監理できない建築物に限る）。

また、市に建築確認が申請された場合は、データベースを活用し工事監理者の適格性の確認を実施した。さらに、市に中間検査及び完了検査が申請された場合は、工事監理状況報告書の提出を徹底した。

## イ 新たな目標及び施策

建築物の安全性を確保し、質を向上させるためには、工事監理者の選定と適切な

工事監理が重要である。そのため、工事監理業務の適正化とその徹底を図るための取組を実施する。

【目標】工事監理者選定割合の向上

- 【施策】①建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底  
②データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認  
③工事監理状況報告書提出義務の徹底  
④工事監理業務の重要性の周知徹底

#### (4) 仮使用認定制度の適確な運用

##### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

###### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】仮使用認定制度の円滑な実施、工事中の建築物の安全確保の徹底

- 【施策】①指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保  
②安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底  
③工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

###### 達成状況の評価

仮使用認定制度の円滑な実施に向け、申請案件については、指定確認検査機関及び消防機関との適切な連携体制のもと審査を行い、工事中の建築物における安全確保の観点から必要な確認を実施した。

##### イ 新たな目標及び施策

引き続き、仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。

特に、令和4年（2022年）の建築基準法改正により、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについては、新たに検査済証の交付を受けるまでの建築制限が適用されることを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用する。

【目標】仮使用認定制度の円滑な実施、工事中の建築物の安全確保の徹底

- 【施策】①指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保  
②安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底  
③工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

#### (5) 建築確認申請等の電子化の推進

##### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

## 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 建築確認の電子申請の受付への対応

- 【施策】 ①メール等を利用した事前相談等、可能な範囲で電子化に対応するとともに、建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けた検討  
②確認審査報告の電子化の推進

## 達成状況の評価

国や神奈川県との動向を注視するとともに、建築確認等の電子申請の受け入れ準備として、メール等を利用した各種相談受付を順次開始し、電子データでの審査を導入した。

また、一部の指定確認検査機関からの確認審査報告書受理について、令和7年(2025年)度からBox(容量無制限のクラウドストレージ)の活用を導入した。

## イ 新たな目標及び施策

建築関連手続の電子化を進めることにより、台帳入力等の事務作業に要する時間を短縮し、より正確な審査の実施を図る。

建築確認申請について、電子による手続を可能とするため、一般財団法人建築行政情報センターが開発する「電子申請受付システム」の活用等を検討する。

また、確認審査報告書の受理について、さらに電子化を進める。

【目標】 建築確認の電子申請の受付への対応

- 【施策】 ①建築確認の電子申請の受付体制の構築  
②確認審査報告の電子化の推進

## 2 違反建築物等の発生防止

### (1) 違反建築物の抑制・把握

#### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

##### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】違反建築物対策の徹底

【施策】①警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保

②違反情報、違反对応に関する国・県との情報共有、特定行政庁間での情報共有

③違反建築物のパトロールの実施

④違反建築物に係る是正・指導の徹底

⑤重大違反建築物に係る情報の公表

⑥重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施

##### 達成状況の評価

違反建築物対策の徹底に向け、警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保及び国、県、県内特定行政庁間での情報共有を図りながら、違反パトロール及び是正指導を実施した。期間中に重大な違反事案は確認されなかった。

#### イ 新たな目標及び施策

市民の生命、健康及び財産を保護するため、違反建築物に対する認識を向上させ、その発生を防止する。また、警察、消防、その他の関連機関、建設業許可等の関係部局と連携し、違反建築物の実態を把握し改善等を推進させる。

##### (ア) 違反建築物の抑制

【目標】違反建築物の発生防止

【施策】①市民への法令周知

②事業者への法令周知

③販売店への法令周知

##### (イ) 違反建築物の把握

【目標】違反建築物の把握

【施策】①警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保

②違反情報、違反对応に関する国・県との情報共有、特定行政庁間での情報共有

③違反建築物のパトロールの実施

④違反建築物に係る是正・指導

- ⑤重大違反建築物に係る情報の公表
- ⑥重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施

## (2) 違法設置昇降機の安全対策

### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

#### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 違法設置昇降機の安全対策の徹底

- 【施策】 ①違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立ち入り検査等による違法設置昇降機の把握
- ②構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底

#### 達成状況の評価

違法設置昇降機の安全対策については、関係機関との連携体制を維持するとともに、情報受付体制の確保に努めた。期間中に違法設置昇降機に係る事案は確認されなかった。

### イ 新たな目標及び施策

市民の生命、健康及び財産を保護するため、違法設置昇降機に対する認識を向上させ、その発生を防止する。また、労働基準監督署や関連機関と連携し、違法設置昇降機の実態を把握し改善等を推進させる。

【目標】 違法設置昇降機の安全対策

- 【施策】 ①違法設置昇降機に関する情報の共有、労働基準監督署との連携、計画的な立ち入り検査等による違法設置昇降機の把握
- ②構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施

### 3 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

#### (1) 定期報告制度の的確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

##### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

###### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 定期報告率の向上、防火設備検査の徹底

【施策】 ①建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知徹底

②指定対象を把握するための定期報告台帳の整備及びデータベース化

③未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底

④未報告建築物に係わる報告聴取、立入検査の実施

⑤防火設備検査の周知徹底

⑥検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施

###### 達成状況の評価

定期報告制度については、制度の周知を図るとともに、未報告建築物等への督促等を実施し、報告率の向上に努めた。

また、提出された報告について、内容の確認を行い、基準に適合していない事項が認められた場合には、是正指導及びフォローアップを行う等、制度の適切な運用を図った。併せて、防火設備検査についても制度の周知に努めた。

##### イ 新たな目標及び施策

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を的確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、防火設備、昇降機・遊戯施設、建築設備について安全性確保を推進する。

【目標】 定期報告率の向上、防火設備検査の周知

【施策】 ①建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知

②指定対象を把握するための定期報告台帳の整備及びデータベース化

③未報告建築物等の所有者等に対する督促等の実施

④未報告建築物に係わる報告聴取、立入検査の実施

⑤防火設備検査の周知

⑥検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施

⑦定期報告受付等のためのシステム整備

#### (2) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

##### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

###### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 アスベスト対策の徹底、シックハウス対策の徹底

- 【施策】 ①アスベスト対策の周知徹底  
②アスベストを有する建築物に係わるデータベース化の検討  
③アスベスト調査費用・除却費用の助成制度の整備検討  
④アスベスト対策関係部局との連携  
⑤建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用

#### 達成状況の評価

アスベスト対策については、制度の周知を行うとともに、関係部局との連携を図りながら対応を行った。また、アスベストを有する可能性のある一定規模以上の建築物に関するデータベースについて整備を完了した。

シックハウス対策については、関係法令に基づき適切に対応するとともに、相談等に応じて必要な情報提供を行った。

### イ 新たな目標及び施策

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修をさらに促進する。建築物石綿含有建材調査者等専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに、労働安全部局や環境部局等アスベスト対策部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。

また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。

【目標】 アスベスト対策の徹底、シックハウス対策の徹底

- 【施策】 ①アスベスト対策の周知徹底  
②アスベストを有する小規模民間建築物に係わるデータベース化の検討  
③アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備検討  
④アスベスト対策関係部局との連携  
⑤建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用

### (3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

#### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

##### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 既存建築ストックの利用促進

- 【施策】 ①既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底  
②確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知  
③既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用  
④検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法

適合状況調査のためのガイドラインの有効活用  
⑤増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用

**達成状況の評価**

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年に公布されたことに伴い、建築基準法が改正され、既存不適格建築物における増改築時等における現行基準の遡及適用の合理化が図られた。これに併せて、鎌倉市建築基準条例の一部改正も行った。

また、既存建築物の確認審査等に円滑な運用について（技術的助言）（令和6年12月6日付国住指第318号）により、「既存建築物の現況調査ガイドライン（第1版）」の公表が通知され、併せて、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日付国住指第1137号により通知）」が廃止された。

さらに、令和6年12月に「既存建築物の緩和措置に関する解説集（第1版）」が国土交通省から公表された。

窓口等で既存不適格建築物について相談された場合には、各種ガイドラインに基づく既存不適格建築物の現況調査方法を周知するとともに、確認申請図書や検査済証等の保存の重要性等を周知した。

**イ 新たな目標及び施策**

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。また、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

**【目標】** 既存建築ストックの利用促進

- 【施策】**
- ①既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底
  - ②確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知
  - ③既存建築物の現況調査ガイドラインの周知及び調査結果の活用
  - ④増築等や用途変更に係る全体計画認定制度の周知及び円滑な運用
  - ⑤令和4年の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕・大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知徹底

## 4 事故・災害時の対応

### (1) 事故対応

#### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

##### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 事故発生時の迅速な事故対応

事故発生を防止するための取り組みの実施

- 【施策】 ①事故発生情報を把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備  
②円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備  
③事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省、都道府県への情報提供  
④立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底  
⑤同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示

##### 達成状況の評価

建築物等に係る事故発生時の対応については、消防部局、警察、労働基準部局等との連絡体制を確保している。期間中に重大な事故は発生していないが、事故発生時には関係機関と連携し迅速かつ適切に対応できる体制を維持した。また、事故防止の観点から必要に応じて注意喚起等を行った。

#### イ 新たな目標及び施策

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることに鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請等迅速かつ的確な事故対応を行う。また、製造工場等に対する再発防止策の指導や緊急点検の指示等事故の発生を防止するために必要な措置を行う。その他、建築物等所有者、管理者、設計者及び工事施工者等に対する注意喚起や建築関係団体等外部組織との協力体制作りに取り組む。

【目標】 事故発生時の迅速な対応及び事故発生を防止するための取組の実施

- 【施策】 ①事故発生情報を把握するために消防部局、労働基準部局等との連絡体制の整備  
②円滑な事故調査を実施するために警察、労働基準部局等との連携体制の整備  
③事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省、都道府県への情報提供  
④立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底  
⑤同種・類似事故の発生を防止するための注意喚起、緊急点検の指示

## (2) 災害対応

### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

#### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 被災建築物応急危険度判定士の登録及び派遣体制の確保

【施策】 ①災害時の連絡体制等の整備

②迅速かつ正確な災害情報の把握と提供

③被災建築物応急危険度判定士の確保

④被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上

⑤広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保

⑥訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

#### 達成状況の評価

被災建築物応急危険度判定については、県内協議会の枠組みのもと、判定士の登録及び派遣体制の確保を図っている。また、災害時において迅速な対応が可能となる体制を維持した。

### イ 新たな目標及び施策

地震等の災害が発生した際には迅速かつ的確な対応が重要である。そのため、引き続き、建築関係団体等外部組織を含め関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備に取り組む。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行うこととする。

【目標】 被災建築物応急危険度判定士の登録及び派遣体制の確保

【施策】 ①災害時の連絡体制等の整備

②迅速かつ正確な災害情報の把握と提供

③被災建築物応急危険度判定士の確保

④被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上

⑤広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保

⑥訓練及び判定用資機材の事前準備

## 5 消費者への対応

### (1) 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

#### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底

【施策】①消費者部局との連携

②消費生活センターとの連携

③ホームページ、チラシ等による消費者向け情報の提供

#### 達成状況の評価

建築物の安全・安心に関する情報については、関係部局との連携を図りながら情報の把握に努めるとともに、市ホームページ等を通じて必要な情報提供を行った。

### (2) 新たな目標及び施策

消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

【目標】安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底

【施策】①消費者部局との連携

②消費生活センターとの連携

③ホームページ、チラシ等による消費者向け情報の提供

## 6 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

#### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

##### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

【目標】 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修、建築行政に必要な執行体制の構築

【施策】 ①審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施

②建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

③構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査委員の確保

##### 達成状況の評価

建築行政の執行体制については、審査担当職員の技術力向上を図るため、外部研修等を活用し知識及び技術の習得に努めた。また、長期的な視点から人材育成を図るとともに、専門的知識を要する案件にも適切に対応できる体制の確保に努めた。

#### イ 新たな目標及び施策

具体的な施策を遂行するためには、効果的な業務執行体制の構築が不可欠である。令和4年（2022年）建築基準法改正を踏まえ、建築主事の将来的な配置を見据えた業務執行体制の検討及び若手人材の育成、確保のための取組を行う。

【目標】 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修、建築行政に必要な執行体制の構築

【施策】 ①審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施

②建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

③構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保

### (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

建築物等の安全性を確保するには、特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確にし、連携を図る体制の整備が必要である。

特に、平成30年の建築基準法改正により、法第6条第1項第1号の特殊建築物のうち当該用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のものに用途変更の際の確認申請が不要となったこと等に伴い、次の関係部局との連絡体制の整備、情報共有の推進等の連携を実施する。

①警察、消防、福祉等の関係機関

②指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関

- ③建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体
- ④建築士会・建築士事務所協会
- ⑤専門技術者団体
- ⑥日本建築行政会議
- ⑦その他の協力団体（市民団体・NPO等）

### (3) データベースの整備・活用

#### ア 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策の達成状況の評価

##### 令和3年度から令和7年度までの目標及び施策

- 【目標】 建築確認・検査等に係るデータベースの整備  
各種施策の対象となる建築物の総数の把握
- 【施策】 ①建築確認・検査、定期報告等のデータベース化  
②指定確認審査機関とのネットワークの構築

##### 達成状況の評価

建築確認・検査等に係るデータベース化を進め、令和7年（2025年）度に整備完了した。また、指定確認検査機関からの審査報告書について、電子的に受理できる体制を整備した。

#### イ 新たな目標及び施策

適確な建築行政を推進するためには、確認検査を始めとする建築物に関連する情報を正確に把握することが重要である。そのためには、建築物関連情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

データベースの整備・活用により、適宜、実態把握とその分析を行い、抽出された課題の解決に向けた施策を検討する。

- 【目標】 建築確認・検査等に係るデータベースの整備  
各種施策の対象となる建築物の総数の把握
- 【施策】 ①建築確認・検査、定期報告等のデータベース化  
②指定確認審査機関とのネットワークの構築  
③建築行政手続の電子化の推進

# 鎌倉市建築行政マネジメント計画

令和 8 年（2026 年）3 月 発行

発行 鎌倉市建築指導課